公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

八街市基幹相談支援センター運営業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和８年１１月９日

八街市長　北　村　新　司

記

１　業務の概要

（１）業務の名称

八街市基幹相談支援センター運営業務

（２）業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づき、地域社会における共生の実現に向けて、八街市基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）を設置し、障がい者及び障がい児が日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援体制の構築を図ることを目的とする。

（３）業務地域

八街市全域。ただし、市外在住者であっても、本市が支援を行うべき者に対しては支援を行う。

（４）設置場所

次に掲げる要件を満たした場所に設置すること。

①　業務地域内に設置すること

②　受託した事業所は、一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所、その他の福祉サービス事業所とは別に基幹センターを設置すること。ただし、事業所内に基幹センターを設置する場合は、専用の部屋を設ける等、明確に空間を分けること。

（５）　業務内容

「八街市基幹相談支援センター運営業務委託仕様書」による

（６）委託期間・引継ぎ期間・精算期間

①　委託期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

②　引継ぎ期間

受託者は委託契約締結後から令和９年３月３１日までの期間に業務開始に向けた準備として引継ぎを行うこと。

③　精算期間

報告・提出書類等に基づき、実施翌年度の４月１日から５月末日までに、精算業務を行う。

④　その他

引継ぎ期間及び最終年度の精算期間に関する経費は、受託者が負担する。

（７）業務実施日等

①　業務日

月曜日から金曜日まで

②　業務時間

午前８時３０分から午後５時１５分

なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合がある。

※　業務時間帯以外においても、２４時間連絡可能な体制を整えること（電話などにより、緊急時に対応可能な連絡体制を確保すること。）

（８）休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日まで。

（９）委託上限額

令和９年度　　２１，７３９，０００円

令和１０年度　２２，０１９，０００円

令和１１年度　２２，２９９，０００円

※上記委託上限額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額であり、見積書を提出する際には、当該上限額を超えてはならない。

※委託上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示

すものであることに留意すること。

2　選定スケジュール

選定スケジュールは、次のとおりとする。

公募開始の公告	令和８年１１月１６日(月)
質問受付期限	令和８年１１月２５日(水)
質問回答日	令和８年１２月７日(月)
参加申込書の受付期間	令和８年１２月８日(火)～１２月１６日(水)
企画提案書等の受付期間	令和８年１２月１７日(木)～１２月２５日(金)
第１次審査(書類審査)結果通知	令和９年１月８日(金)
第２次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和９年１月１９日(火)
第２次審査結果通知	令和９年１月２９日(金)予定

(※１)提案書提出時点で５者以上の提出があった場合は、第１次審査として、提出書類等を確認、選定し、上位５者による第２次審査とする。

3　参加資格に関する事項

この業務のプロポーザルに参加する提案者（以下「参加者」という。）は、公告日から受託候補者決定の日までにおいて次の要件の全てを満たすものとする。

（１）八街市入札参加資格者名簿の「委託」に登録がある者。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録がない者でも参加できるものとする。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、八街市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

（４）八街市暴力団排除条例（平成２４年八街市条例第１７号）第２条第１号の暴力団及び第２号の暴力団員、第３号の暴力団員等、第９条第１項の暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない者。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと

して国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）本公告の日から起算して前２年間に手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は前６か月以内に手形もしくは小切手を不渡り事故を出していない者。

（６）本プロポーザルに係る入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

（７）上記参加資格条件を満たす者のうち、一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所の指定を受けていること。

（８）同一の法人、団体又は代表者が重複して複数の参加表明をしてないこと。

４　参加申込に関する事項

（１）応募書類の提出

①　提出書類及び提出部数

様式１から様式９までを、市ホームページからダウンロードして作成し、様式１から様式９及び資料１から資料７までをＡ４版縦型フラットファイルに綴じ、インデックスを添付して正本を１部、副本９部を提出すること。

②　提出書類

No.	確認	種別	書類名・資料名
1	□	様式１	基幹相談支援センター運営業務参加申込書
2	□	様式２	誓約書
3	□	様式３	基幹相談支援センター運営に関する事項（事業所概要）
4	□	様式４	基幹相談支援センター運営に関する事項（基本理念）
5	□	様式５	基幹相談支援センター運営に関する事項（事業方針）
6	□	様式６	基幹相談支援センター運営に関する事項（設置日程）
7	□	様式７	基幹相談支援センター運営に関する事項（職員確保）
8	□	様式８	基幹相談支援センター運営に関する事項（事業所設置計画）
9	□	様式９	基幹相談支援センター運営に関する事項（危機管理）
１０	□	様式１０	公募内容・公募条件に対する質問書
１１	□	様式１１	参加辞退届

１２	□	資料１	定款
１３	□	資料２	登記事項証明書：印鑑証明書（応募の３か月以内に発行されたもの）
１４	□	資料３	財務諸表（損益計算書、貸借対照表、ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ、財産目録等）直近２年分
１５	□	資料４	納税を証する書類（市民税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書）直近２年分
１６	□	資料５	配置予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書類（任意書式による原本証明）
１７	□	資料６	予算見積書（任意書式により３か年分）
１８	□	資料７	その他応募書類提出にかかる添付資料等

③　応募に関する留意事項

ア）　提出書類等については、提出時に遺漏がないか再度確認すること。

イ）　応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ウ）　書類提出にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。

（２）受付期間

①　申込書（様式1～２）

令和８年１２月８日(火)～１２月１６日(水)　午後４時３０分まで

②　提案書（様式３～９）

令和８年１２月１７日(木)～１２月２５日(金)　午後４時３０分まで

（３）提出方法

提出書類は、事前に電話連絡の上、提出先まで直接持参、もしくは郵送により提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、平日の午前８時４５分から午後４時３０分まで（市役所の閉庁日を除く。）とする。郵送する場合は、期間を過ぎたものは受け付けない。（期間必着）

（４）提出先

〒２８９－１１９２

千葉県八街市八街ほ３５番地２９

八街市役所健康福祉部障がい福祉課支援係

（５）提案の辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、提案を辞退する場合には、様式１１「参加辞退届」を速やかに提出するものとする。

（６）市から疑義照会

提出のあった提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行う。

（７）提案書等の取り扱い

① 提案書等の提出後の提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

② 提出された提案書等は、一切返却しない。

③ 提出された提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。

④ 提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとするが、八街市情報公開条例（平成１２年条例第１号）の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、適切な措置を講じること。

５　質問及び回答

（１）質問書の提出

質問がある場合は、様式１０「公募内容・公募条件に対する質問書」により提出すること。

① 受付期限

令和８年１１月２５日(水)　午後４時３０分まで（必着）

② 提出方法

担当部署メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。

なお、メール件名の先頭には【八街市基幹相談支援センター運営業務】を付加すること。

また、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、ファクシミリもしくは持参での提出も可とする。

電子メールの送信、又はファクシミリの送付後は、電話による確認連絡を行うこと。

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和８年１２月７日（月）午後５時００分までに電子メール、又はファクシミリにて全質問者に対し回答する。（回答は、閉庁日及び勤務時間外には行わない。）

6　選定方法

庁内に選定委員会を設置し、次の第１次審査、第２次審査により受託候補者を選定する。

（1）第１次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位５者を選定する。

なお、参加者が５者以内の場合は、第１次審査は実施せず、全ての参加者を第１次審査通過者として扱う。

①　審査方法

プロポーザル参加者が提出した提案書等を基に、選定委員会が第１次審査基準表に基づき審査を行い、得点が高い者から順に第２次審査に進出する５者を選出する。

②　結果通知

審査結果について、令和９年１月８日（金）までに、結果の如何にかかわらず書面にて通知するものとする。

③その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問合せには応じないものとする。

なお、第１次審査の審査結果は第２次審査に持ち越さないものとする。

（2）第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第１次審査にて選定された者は、提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。得点の最も高い参加者を受託候補者として次に得点が高い参加者を次点候補者として選定する。

ただし、得点が同じ参加者が２者以上ある場合は、見積金額の低い者を受託候補者とし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより受託候補者を決

定するものとする。

① 実施概要

ア） 日時　令和９年１月１９日（火）　午前１０時から

イ） 場所　八街市総合保健福祉センター４階　団体研修室

ウ） 人数　３名以内

エ） 提案内容の説明

提出した提案書に基づき説明するものとし、提案書に添付していない資料を新たに提出することはできない。

オ） プレゼンテーション及びヒアリング時間

参加者からの説明時間　３０分以内

八街市からの質問時間　１５分以内

カ） 機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、当市が準備する。

その他、必要な機器は参加者が用意するものとする。

② 審査方法

選定委員会は、参加者のプレゼンテーション及びヒアリングについて、第２次審査基準表に基づき審査を行う。

③ 最低基準点

１者あたりの総得点の満点の６割以上を最低基準点とする。

④ 参加者が１者又はいない場合

参加者が１者のみの場合、審査の結果において得点が最低基準点以上であるときは、当該参加者を受託候補者として選定する。

なお、最低基準点に満たない場合又は参加者がいない場合は、再度公募を実施するものとする。

⑤ 最高得点者が複数となった場合

最高得点者が複数となった場合には、見積価格が最も低い者の提案を採用することとし、当該見積価格も同額である場合には、くじ引きにより受託候補者と決定するものとする。

⑥ その他詳細については、「実施要項」によること。

（３）審査結果

選定結果については、八街市基幹相談支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の承認後、書面にて通知するものとし、評価内容については、公表しないものとする。

（４）その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じないものとする。

7　契約の締結

受託候補者と提案内容を協議し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書に変更又は追加等をすることができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。

ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と同様の協議を行う

8　担当部署

（1）担当部署：健康福祉部障がい福祉課

（2）担 当 者：塚瀬、竹ヶ原、小松

（3）所 在 地：〒289-1192　千葉県八街市八街ほ３５番地２９

（4）連 絡 先：(電話) ０４３－４４３－１６４９

(FAX) ０４３－４４３－１７４２

（5）電子ﾒｰﾙ：syogai@city.yachimata.lg.jp